岩手県告示第457号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
はまと神経内科クリニック	釜石市鵜住居町第16地割44番地16	令和元年8月31日
ひとみ薬局	滝沢市巣子1155番地18	II.
いわてこどもケアセンター	紫波郡矢巾町医大通一丁目1番1号	令和元年9月20日
みどり薬局日高店	奥州市水沢字高屋敷53番地8	令和元年9月30日
ドレミ薬局	滝沢市牧野林1010番地2	II.
善進堂薬局	大船渡市大船渡町字新田49番地3	II
矢巾西口薬局	紫波郡矢巾町大字又兵工新田第5地割312番地	II.
大橋歯科医院	久慈市八日町二丁目4番地2	令和元年10月1日
佐々木歯科医院	一関市青葉二丁目 1 番17号	令和元年10月26日
いちのへ調剤薬局	二戸郡一戸町一戸字砂森55番地22	令和2年3月31日
太陽薬局	和賀郡西和賀町湯本29地割70番地22	令和2年4月30日
いちのへ調剤薬局	二戸郡一戸町一戸字砂森55番地22	令和2年5月31日
岩泉町安家診療所	下閉伊郡岩泉町安家字松林120番地2	令和2年6月1日